

議案第 号

宝塚市一般事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市一般事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年（2021年）9月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市一般事務手数料条例の一部を改正する条例

宝塚市一般事務手数料条例（平成22年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第5（1）の項中「300円」の次に「（多機能端末機による交付にあつては、1件につき200円）」を加え、同表（9）の項中「300円」の次に「（多機能端末機による交付にあつては、1通につき200円）」を加える。

附 則

この条例は、令和4年2月1日から施行する。

議案第 号

宝塚市一般事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 宝塚市一般事務手数料条例(平成22年条例第8号)新旧対照表
 (現行)

別表第5 (第2条関係)

手数料を徴収する事務	手数料の金額
(1) 租税又は公課に関する証明	1筆、1棟又は1件につき 300円 _____ _____
~~~~~	
(9) 戸籍の附票の写しの交付	1通につき300円 _____ _____
~~~~~	

(改正案)

別表第5 (第2条関係)

手数料を徴収する事務	手数料の金額
(1) 租税又は公課に関する証明	1筆、1棟又は1件につき 300円(多機能端末機による 交付にあつては、1件に つき200円)
~~~~~	
(9) 戸籍の附票の写しの交付	1通につき300円(多機能 端末機による交付にあつ ては、1通につき200円)
~~~~~	

住民票の写し等のコンビニ交付サービスに関する近隣他市状況

令和3年8月1日時点

	宝塚市	神戸市	尼崎市	西宮市	伊丹市	芦屋市	三田市	川西市	猪名川町
住民票の写し	200	150	200	200	300	200	200	150	200
住民票記載事項証明	-	-	200	200	-	200	-	150	-
印鑑登録証明書	200	150	200	200	300	200	200	150	200
戸籍証明書 (全部事項・個人事項)	350	300	350	400	-	350	-	150	350
課税証明書	200	150	200	200	-	200	200	150	200
戸籍附票	200	150	200	-	-	200	-	150	200